

令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第114号	上越市国民健康保険条例の一部改正について	国保年金課	1~2
議案第115号	上越市保育所条例の一部改正について	保育課	3
議案第131号	財産の無償譲渡について（さんわ保育園）		4~6
議案第139号	指定管理者の指定について（若竹寮）	こども課	7~9
議案第102号	令和3年度上越市一般会計補正予算（第5号）	こども課ほか	10~13
議案第103号	令和3年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	国保年金課	14~15

健康子育て部

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第114号
提出課	国保年金課

上越市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

健康保険法施行令の一部改正を受け、出産育児一時金の額を引き上げるもの

2 改正内容

- (1) 出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げる。（第6条関係）
- (2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じる出産育児一時金について適用し、同日前に支給事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和4年1月1日

4 上越市国民健康保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産に該当すると市が認める場合は、 <u>40万8,000円</u> に、3万円を超えない範囲内で市が定める額を加算するものとする。	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産に該当すると市が認める場合は、 <u>40万4,000円</u> に、3万円を超えない範囲内で市が定める額を加算するものとする。
2 略	2 略

5 出産育児一時金の見直し内容

国民健康保険の出産育児一時金40万4,000円に加算して支給している産科医療補償制度の掛金分が、令和4年1月1日以降、1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるため、その引下げ同額分を本来の支給分に上乗せし、現行の出産育児一時金の支給総額42万円を維持するもの。

なお、産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺児とその家族の経済的負担の補償を目的としており、1件当たり3,000万円の補償金を支払う仕組みで日本医療機能評価機構が運営組織となり、民間保険を活用する形で平成21年1月から運用されている。

産科医療 補償制度	支 給 額	
	改正案（令和4年1月1日～）	改正前（～令和3年12月31日）
加入医療 機関で出 産	・出産育児一時金 408,000円 (+4,000円) ・加算額（産科医療補償制度掛金分） 12,000円 (\triangle 4,000円) <hr/> 計 420,000円（増減なし）	・出産育児一時金 404,000円 [条例で規定] ・加算額（産科医療補償制度掛金分） 16,000円 [要綱で規定] <hr/> 計 420,000円
未加入医 療機関で 出産	・出産育児一時金 408,000円 (+4,000円)	・出産育児一時金 404,000円 [条例で規定]

※条例第6条ただし書に規定する加算額は、「上越市国民健康保険出産育児一時金の支給等に関する要綱」で規定しているため、あわせて同要綱の一部改正を行い、現行の1万6,000円から1万2,000円に引き下げる。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第115号
提出課	保育課

上越市保育所条例の一部改正について

1 改正理由

「上越市保育園の再配置等に係る計画」に基づき、つちはし保育園、なおえつ保育園、春日保育園及びさんわ保育園を民営化するため、それぞれ市立保育所としての供用を廃止するもの

2 改正内容

つちはし保育園、なおえつ保育園、春日保育園及びさんわ保育園の供用を廃止する。
(別表関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

4 上越市保育所条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
東本町保育園	上越市東本町三丁目6番27号	東本町保育園	上越市東本町三丁目6番27号
		つちはし保育園	上越市土橋2455番地
稻田保育園	上越市稻田一丁目6番1号	稻田保育園	上越市稻田一丁目6番1号
(略)		(略)	
戸野目保育園	上越市大字戸野目136番地	戸野目保育園	上越市大字戸野目136番地
		なおえつ保育園	上越市西本町四丁目17番6号
夷浜保育園	上越市大字夷浜154番地	夷浜保育園	上越市大字夷浜154番地
(略)		(略)	
和田保育園	上越市大字上箱井552番地1	和田保育園	上越市大字上箱井552番地1
		春日保育園	上越市春日山町一丁目3番23号
高士保育園	上越市大字飯田1322番地1	高士保育園	上越市大字飯田1322番地1
(略)		(略)	
きよさと保育園	上越市清里区岡嶺新田57番地	きよさと保育園	上越市清里区岡嶺新田57番地
		さんわ保育園	上越市三和区浮島57番地

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第131号
提出課	保育課

財産の無償譲渡について（さんわ保育園）

1 謙渡財産の概要

- ・名 称 さんわ保育園
- ・所 在 地 上越市三和区浮島 57 番地
- ・種 類 保育所
- ・区 分 建物 7 棟（園舎（中央棟、西棟、東棟）、機械室、車庫、室外機置場、プール棟）
- ・構 造 木造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
- ・面 積 2,558.29 m²
- ・台帳価格 198,276,510 円
- ・建 築 年 月 平成 15 年 3 月 7 日

2 謙渡先

社会福祉法人上越あたご福祉会

3 謙渡する理由

平成 31 年 2 月に策定した上越市保育園の再配置等に係る第 3 期計画に基づき、民間法人の力を最大限に活用することで、より柔軟かつ多様な保育サービスの提供を図るために、公立保育園の民営化の取組を進めてきた。

民営化対象園の選定に当たっては、施設が構造的に今後も使用可能で、安定した運営が見込める規模であることなどのほか、民間法人の意向を確認した上で 4 園を選定し、事業者選定委員会の設置を経て、移管先法人を公募の上、決定した。

当該施設についても構造的に使用可能であるほか、今後も児童数の大きな減少は見込まれず、一定規模の児童数の確保が可能であり、移管後も移管先法人から地域に根差した安定的な運営を継続してもらうため、譲渡するもの。

4 謙渡の方法

無償譲渡とする。

5 無償とする理由

建物の使用用途が保育事業であり、譲渡後も引き続き保育園の運営を継続することから公益性が認められるため。

6 謙渡先との主な契約内容等

- ・現行の保育内容の継続を基本とする。また、関係者調整会議での決定事項を忠実に履行すること。変更する場合は、関係者調整会議等の同意を得ること。
- ・開園時間は、平日は午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、土曜日は午前 7 時 30 分から正午までを下回らないこと。
- ・譲渡日から 20 年間、譲渡物件を保育施設の用に供しなければならないこと。

- ・指定用途を変更又は廃止するときは、事前に申請をし、市の承認を得なければならぬこと。
- ・市の承認を得ないで指定用途を変更又は廃止したときは、違約金を徴収する。
- ・契約の解除後、市が譲渡物件を使用する場合は、譲渡先が市に無償で譲渡する。なお、使用しない場合は、譲渡先の責任と負担により解体及び撤去する。
- ・譲渡財産の所在する土地については、無償貸付とする。
- ・備品については、無償譲渡とする。

7 主な経過

日 付	内 容
平成 31 年 2 月	上越市保育園の再配置等に係る第 3 期計画の策定
令和元年 7 月	民営化園を決定（つちはし保育園、なおえつ保育園、春日保育園、さんわ保育園）
令和元年 7 月	保護者や地元町内会への説明会を開始
令和元年 8 月	上越市保育園の民間移管に関する事業者選定委員会の設置
令和元年 12 月	移管先法人の公募の開始
令和 2 年 3 月	移管先法人の決定
令和 2 年 4 月	移管先法人との引継協議を開始
令和 2 年 6 月	関係者調整会議を設置し、移管後の保育内容及び運営内容に関する協議の開始
令和 3 年 1～2 月	地域協議会（春日区、直江津区、三和区）に保育園を民営化し公の施設としては廃止することの影響について諮問。 適当と認める答申あり。
令和 3 年 4 月	合同保育・引継保育の開始

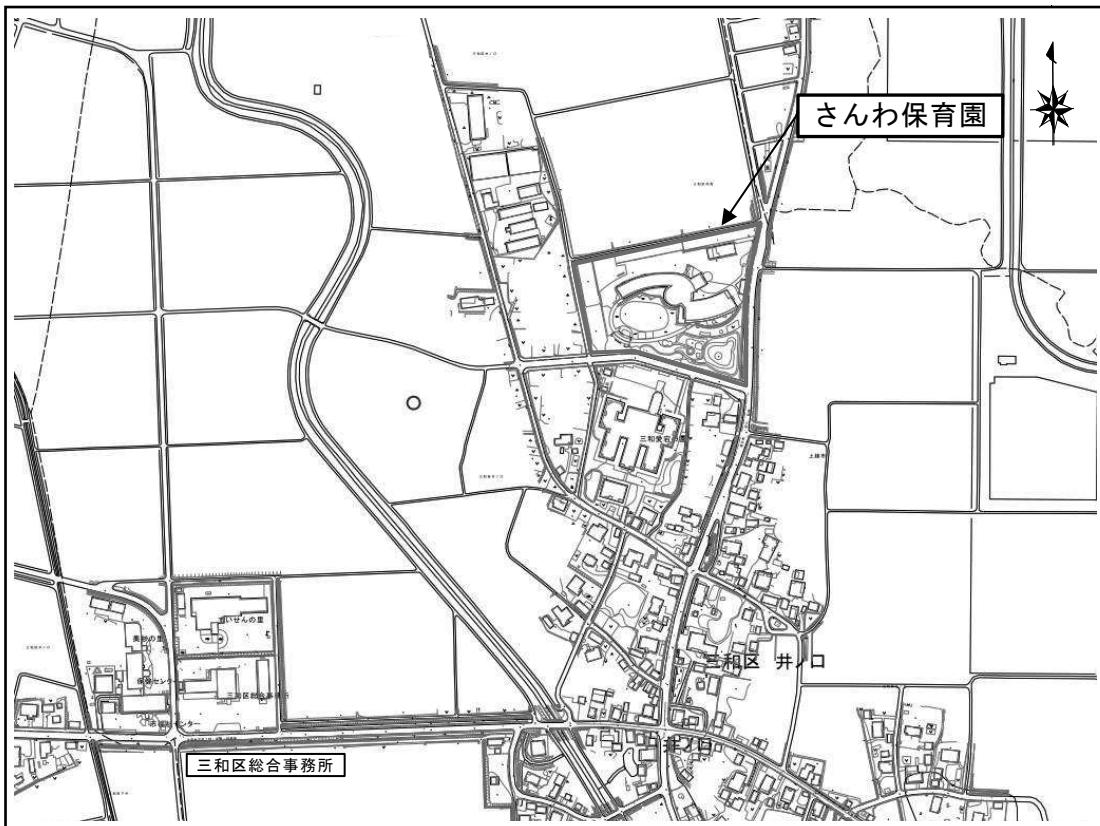
8 譲渡予定日

令和 4 年 4 月 1 日

9 その他

さんわ保育園以外の民営化するつちはし保育園、なおえつ保育園及び春日保育園は、整備に伴う国の補助金交付要綱等に定める財産処分年限到達及び市債の償還完了の両方の条件を満たした時点で財産の無償譲渡を行う予定。

10 位置図



11 建物外観



所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第139号
提出課	こども課

指定管理者の指定について（若竹寮）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	社会福祉法人 みんなでいきる
所在地	新潟県上越市西城町2丁目10番25号
設立年月日	平成14年7月29日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
団体の事業	①第一種社会福祉事業 ア 特別養護老人ホームの経営 イ 児童養護施設の管理運営 ②第二種社会福祉事業 ア 障害福祉サービス事業の経営 イ 放課後児童健全育成事業の経営 ほか

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

児童養護施設において、保護者のいない児童や虐待を受けている児童、その他環境上養護を要する児童の養護や自立のための援助を行うとともに、関係機関と連携しながら入所児童一人一人の生活状況に対応した養育を行っていくためには、専門的な知識と経験に加え、児童と施設職員との継続的な信頼関係が必要であることから、公募は行わず、社会福祉法人みんなでいきるを指定管理者として随意指定するもの

(4) 事業計画の概要

- ・社会的養護が必要な児童に対して、できる限り家庭生活に近い環境の中で「当たり前の普通の暮らし」を提供する。
- ・児童が信頼して安心できる生活環境を確立し、児童の権利を最大限尊重しながら、個性豊かで調和のとれた心身の発達と社会性及び自立心を養い落ち着きのある人格の育成を目指す。
- ・障害特性により支援が必要な児童については、高い専門性を有する大学や関係機関の協力を得ながら、連携してケース検討を行うなど適切な支援を行う。
- ・児童の退所後について、若竹寮が「いつでも戻ってこられる場所」であるよう相談体制を整え、退所後のアフターフォローに努める。

・法人内の障害者支援や高齢者支援部門との人事交流を行い、専門的な支援に対応する人材育成を行うとともに、法人内の障害サービスや相談センターへつなげるなど切れ目のない支援を実施していく。

2 上越市若竹寮指定管理者選定委員会の審査概要

(1) 選定委員の構成

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	平澤 則子	新潟県立看護大学副学長・教授
	安藤 知子	国立大学法人上越教育大学教授
施設運営精通者	高野 善晴	児童養護施設 新潟天使園園長
財務精通者	渡辺 佐千雄	税理士
入所決定機関	武石 敏秀	上越児童相談所長
民生児童委員代表	滝見 典子	主任児童委員
市職員	大山 仁	市健康子育て部長

(2) 選定委員会の開催

開催日	内 容	出席委員
10月15日(金)	・社会福祉法人みんなでいきるによるこれまでの取組実績及び今後の課題についての報告 ・報告に基づく質疑、意見交換及び評価 等	7人

(3) 審査

ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

(ア) 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の適切な運営を確保することができるものであること。

(イ) 事業計画の内容が施設の適切な管理、養育の資質向上が図られるものであること。

(ウ) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

イ 候補者の決定方法

指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査を行い、「適切な管理」「養育の資質の向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者としての適格性について総合評価を実施し、候補者として決定する。

【審査結果】

総合評価の結果、適切であると評価し候補者として決定した。

【委員会の主な意見】

- ・職員は交替制であるが、施設内で困っている子どもたちの声を丁寧に聴くことができる体制の維持、向上をお願いしたい。
- ・「普通の暮らし」や「家庭生活」などの言葉は、一人一人概念が違うことから、施設や職員、子どもたちの間で考え方の擦り合わせが必要である。また、施設の運営方針については、施設関係者や保護者だけではなく、地域への発信もあわせて行っていくとよい。
- ・経験年数が様々な職員がいる中で、ユニット内での完結にとらわれず、職員のチーム連携を意識した体制にしていくとよい。
- ・職員の養成には一定の時間がかかる。最初の指定管理期間の5年間では、職員の経験も浅く、施設としては、今後も養成に力を注ぐ必要がある。児童相談所や市などの関係機関は、施設の運営や職員の成長についても見守り、応援するスタンスが必要である。
- ・地域に門を開き、子どもたちへの関わりは専門家だけではなく、地域住民やボランティアなどとのつながりの強化にも取り組んでほしい。

※ユニット（生活単位）

…住居棟は小舎制を取り入れ、男児・女児各4ユニット、計8つのユニットに分かれており、1つのユニットには幼稚園児から中学生・高校生まで年齢の異なる児童が5~6人ずつ生活している。

3 債務負担行為の設定

指定期間に係る指定管理料の限度額（以下の(1)から(4)の合計額）について債務負担行為を設定

- (1) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日 厚生省発児第86号）（以下「交付要綱」という。）に基づく措置費の額
- (2) 児童福祉法第33条の規定に基づく児童の一時保護委託金の額
- (3) 交付要綱に準じて算出した民間施設給与等改善費相当額
- (4) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要綱に基づく委託金の額

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第102号
提出課	こども課

歳出科目 (P148～P149)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,652,711	2,530	2,655,241

主な補正財源	主な経費
国庫支出金 2,530	委託料 2,530

【補正理由】

令和4年6月からの児童手当法の一部改正に伴う特例給付の所得上限の設定等に対応するため、児童手当システムの改修に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金 子ども・子育て支援事業費補助金	0	2,530	2,530

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
委託料 児童手当システム改修委託料	957	2,530	3,487

<改修対象システム>

名称	改修金額	改修内容
MISALIO 児童手当 V2	令和3年度分 2,530,000円	児童手当法の一部改正による特例給付の所得上限の設定及び現況届の提出義務の廃止に対応するための改修

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P148～P149)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	2,246,057	29,469	2,275,526

主な補正財源	主な経費
一般財源 29,469	工事請負費 29,469

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症対策について、今夏における全国的な「第5波」の感染が拡大する中、市内保育園等において、複数の感染者が確認されたことを踏まえ、今後懸念される「第6波」に備えて、感染リスクの軽減を図り、更なる感染予防に努めるため、公立保育園のトイレの手洗い場を自動水栓に改修する費用を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	1,946,809	29,469	1,976,278
合計	1,946,809	29,469	1,976,278

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	0	29,469	29,469
合計	0	29,469	29,469

【実施内容】

公立保育園のトイレにある手洗い水栓を自動水栓に改修する。

歳出科目 (P 148～P 149)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	272,901	17,889	290,790

主な補正財源	主な経費
一般財源 17,889	負担金補助及び交付金 17,889

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症対策について、今夏における全国的な「第5波」の感染が拡大する中、市内保育園等において、複数の感染者が確認されたことを踏まえ、今後懸念される「第6波」に備えて、感染リスクの軽減を図り、更なる感染予防に努めるため、私立保育園等のトイレの手洗い場を自動水栓に改修する経費に対し助成する費用を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	149,999	17,889	167,888
合計	149,999	17,889	167,888

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	0	17,889	17,889
私立保育園等自動水栓化 工事費補助金	0	17,889	17,889
合計	0	17,889	17,889

【実施内容】

- 私立保育園及び認定こども園のトイレにある手洗い用水栓を自動水栓に改修するための費用を補助する。
- 補助基準：1か所当たり 103,400 円（補助割合 10/10）

歳出科目 (P148～P149)	4款1項1目	保健衛生総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
保健福祉総合データバンク事業	19,265	3,425	22,690

主な補正財源	主な経費
国庫支出金 1,579	委託料 3,425
一般財源 1,846	

【補正理由】

市民がマイナポータルを通じ、自身の健康診査の結果等の情報を閲覧できるようにするため、健康管理システムの改修に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	感染症予防事業費等補助金	0	1,579	1,579
一般財源		19,265	1,846	21,111
合計		19,265	3,425	22,690

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	保健システム改修委託料	9,473	3,425	12,898

【実施内容】

健診機関から提出される健康診査の結果等の情報について、当市の健康管理システムから自治体中間サーバに登録することで、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始できるよう、健康管理システムを改修する。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第103号
提出課	国保年金課

令和3年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

- (1) 医療費通知等の処理・送付件数が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するとともに、国の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を活用し、マイナンバーカードの健康保険証利用を勧奨するための経費を増額するもの
- (2) 令和2年度の保険給付費等交付金等の精算額の確定に伴い発生した償還金を増額するとともに、収支の均衡を図るため、一般会計繰入金及び国民健康保険財政調整基金繰入金を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区分	補正前	補正額	補正後
1	国民健康保険税	3,008,794	0	3,008,794
2	使用料及び手数料	1,959	0	1,959
3	国庫支出金	1	75	76
4	県支出金	13,042,839	0	13,042,839
5	財産収入	17	0	17
6	繰入金	1,231,525	28,293	1,259,818
	一般会計繰入金	1,212,838	615	1,213,453
	国民健康保険財政調整基金繰入金	18,687	27,678	46,365
7	繰越金	141,595	0	141,595
8	諸収入	64,076	0	64,076
9	市債	1	0	1
	合計	17,490,807	28,368	17,519,175

(歳出)

単位：千円

款	区分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	197,756	690	198,446
2	保険給付費	12,728,540	0	12,728,540
3	国民健康保険事業費納付金	4,165,782	0	4,165,782
4	財政安定化基金拠出金	1	0	1
5	保健事業費	201,789	0	201,789
6	基金積立金	70,798	0	70,798
7	公債費	1	0	1
8	諸支出金	96,140	27,678	123,818
9	予備費	30,000	0	30,000
	合計	17,490,807	28,368	17,519,175

【補正額の内訳】

1 款 総務費（趣旨普及費）	690 千円
・医療費通知及び後発医薬品差額通知の郵便料及び電算委託料	607 千円
・医療費通知に同封し送付するマイナンバーカードの健康保険証利用勧奨リーフレットの作成委託料	83 千円
8 款 諸支出金（償還金）	27,678 千円
・保険給付費等交付金（普通交付金）	7,772 千円
・保険給付費等交付金（特別交付金のうち特定健診等負担金分）	14,252 千円
・国民健康保険災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）	5,654 千円